

# 株主\*\*の皆様へ

株式会社 ダイナムジャパンホールディングス

香港証券取引所 証券コード 06889

2018年1月12日

## 中間配当金にかかる源泉徴収の取り扱いについて

当社は、2018年1月12日に2018年3月期における中間配当金として、1株につき6円をお支払い致しました。(香港ドル換算為替レート 1円あたり0.0691香港ドル)

国内の証券会社口座で中間配当金を受領された株主様に対しましては、当社において源泉所得税を徴収した後の「中間配当金」をお支払いしております。その際当社は、2017年11月21日付『2017年12月11日(中間配当基準日)の株主の皆様を支払われる2018年3月期の中間配当のお知らせ』に記載したとおり、国内の最高税率(20.42%)で源泉徴収しております。

一方、租税特別措置法により国内証券会社も源泉徴収しており、当社の源泉税徴収前の金額に対して、国内源泉所得税として個人株主の場合 20.315%(所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%)を源泉徴収しております。この結果、この度の中間配当金に対して合計 40.735%の源泉税率で一時的に源泉徴収されております。

適用税率を超えて源泉徴収された税額は、当社へ還付請求を申請する事により適正な税額に調整されますので、下記の要領でお手続き下さいますようお願い申し上げます。

\*\* : 当文書での「株主」は、「日本国内証券会社本支店の口座にて当社株式を保有されている方」を意味します。

※なお、「藍澤証券、エイト証券、上光証券、東洋証券、内藤証券、むさし証券、リーディング証券」各社の国内本支店口座にて当社株式を保有されている株主様につきましては、前記証券会社が直接当社に申請書類を提出することにより、当社が手続きを行います。よって各株主様における手続きは不要になります。

## 還付請求申請手続きについて

2017年11月21日付当社アナウンスメント『2017年12月11日(中間配当基準日)の株主の皆様を支払われる2018年3月期の中間配当のお知らせ』に記載したとおり、次の2種類の書類を下記の送付先までご郵送下さい。

### ① 還付請求申請書

下記のURLから入手できますので、必要事項をご入力ください。手書きも可能です。

[http://www.dyjh.co.jp/ir/stock/information/Tax\\_REfund\\_Application\\_Form\(Japanese\)\(Excel\).xlsx](http://www.dyjh.co.jp/ir/stock/information/Tax_REfund_Application_Form(Japanese)(Excel).xlsx)

### ② 証券会社が発行した配当金計算書

〔送付先〕 〒116-8580 東京都荒川区西日暮里2-27-5

(株)ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ宛

〔提出期限〕 2018年3月31日

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

法務グループ 鈴木・佐藤・安藤 電話：03-3802-8060